

四日市市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第47号

四日市市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市個人情報保護条例施行規則（平成12年四日市市規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(開示の実施)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 条例第20条第1項第3号に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>四日市市文書管理規程（平成20年四日市市訓令第7号）第2条第4号に規定する文書管理システム</u>に保存された電磁的記録</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(費用の納付時期等)</p> <p>第9条 条例第21条に規定する<u>手数料</u>は、開示の実施までに前納しなければならない。</p>	<p>(開示の実施)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 条例第20条第1項第3号に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>四日市市文書取扱規程第2条の2第2号に規定する文書管理システム</u>に保存された電磁的記録</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(費用の納付時期等)</p> <p>第9条 条例第21条に規定する<u>費用</u>は、開示の実施までに前納しなければならない。</p> <p><u>2 前項の費用の額は、市長が別に定める。</u></p>

第3号様式から第6号様式までを次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

		整理番号	第	号
個人情報一部開示決定通知書				
			第	号
			年	月
				日
様				
印				
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、次のとおりその一部について開示をすることと決定しましたので、四日市市個人情報保護条例第17条第1項の規定により通知します。</p>				
開示請求に係る 個人情報の内容				
個人情報の 開示日時	<input type="checkbox"/> 次の日時におこしてください。 <div style="text-align: center;"> 年 月 日 午前 時 分 午後 </div> <input type="checkbox"/> 開示日時の希望について、事務担当課にご連絡ください。			
個人情報の 開示の場所				
一部を開示 しない理由	四日市市個人情報保護条例第14条第1項第 号該当			
事務担当課	電話番号			
備考				

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に
 に対して、審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを提起することができなくなります。）ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

- (注) (1) 開示を受ける際は、この通知書を提示するとともに本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類（運転免許証等）を提出又は提示してください。
- (2) 法定代理人が開示を受ける際は、(1)の書類のほか、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を提出又は提示してください。
- (3) 委任を受けた弁護士等が開示を受ける際は、(1)の書類のほか、委任状（個人情報の開示について委任する旨明記されているもの）と弁護士等であることを証明する書類を提出又は提示してください。
- (4) 任意代理人（委任を受けた弁護士等を除く。）が開示を受ける際は、(1)の書類のほか、委任状（個人情報の開示について委任する旨明記されているもの）を提出又は提示してください。
- (5) 指定の日時におこしいただけない場合には、あらかじめ事務担当課に電話等でご連絡ください。
- (6) 開示日時が指定されていないときは、あらかじめ事務担当課と開示日時を決めてからおこしてください。

第4号様式（第6条関係）

		整理番号	第	号
個人情報非開示決定通知書				
			第	号
			年	日
様			月	
印				
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、次のとおり開示をしないことと決定しましたので、四日市市個人情報保護条例第17条第2項の規定により通知します。</p>				
開示請求に係る 個人情報の内容				
開示をしない 理由	四日市市個人情報保護条例第14条第1項第 号該当			
事務担当課	電話番号			
備考				

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対して、審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを提起することができなくなります。）ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第5号様式（第6条関係）

		整理番号	第	号
<p>個人情報の存否を明らかにしない決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>様</p> <p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、四日市市個人情報保護条例第16条及び第17条第2項の規定により、次のとおり個人情報の存否を明らかにしないことと決定しましたので通知します。</p>				
開示請求に係る 個人情報の内容				
個人情報の存否 を明らかに しない理由				
事務担当課	電話番号			
備考				

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対して、審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを提起することができなくなります。）ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第6号様式（第6条関係）

		整理番号	第	号
個人情報不存在決定通知書				
		第	号	
		年	月	日
様				
		印		
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報については、四日市市個人情報保護条例第17条第2項の規定により、個人情報の不存在の決定をしますので通知します。</p>				
開示請求に係る 個人情報の内容				
個人情報が存在 しない理由				
事務担当課	電話番号			
備 考				

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対して、審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを提起することができなくなります。）ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第 1 1 号様式を次のように改める。

第11号様式（第7条関係）

		整理番号	第	号
意見照会に係る個人情報の開示決定等についての通知書				
第 号 年 月 日				
様				
印				
年 月 日付けで意見書の提出がありました個人情報については、次のとおり決定しましたので通知します。				
開示請求があった 個人情報が記録さ れた公文書の表示				
に関する情報の開 示に係る決定内容	<input type="checkbox"/> 開示する <input type="checkbox"/> 一部を除き開示する <input type="checkbox"/> 開示しない			
開示することとした 個人情報に含まれる に関する情報の内容				
開示することとした 理 由				
開 示 の 予 定 日	年 月 日			
事 務 担 当 課	電話番号			
備 考				

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対して、審査請求をすることができます。ただし、開示の予定日の前日（午後5時）までに審査請求がなされないときは、上記の情報が開示されることとなります。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを提起することができなくなります。）ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第14号様式及び第15号様式を次のように改める。

第14号様式（第11条関係）

		整理番号	第	号
個人情報一部（訂正・削除・中止）決定通知書				
			第	号
			年	月 日
様				
印				
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正・削除・中止については、次のとおりその一部について訂正・削除・中止をすることとしたので、四日市市個人情報保護条例第25条第2項及び第3項（第30条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。</p>				
請求の区分	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 中止			
請求に係る個人情報の内容				
訂正・削除・中止の内容				
訂正・削除・中止をしない内容及び理由	1 訂正・削除・中止をしない内容 2 訂正・削除・中止をしない理由			
事務担当課	電話番号			
備考				

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対して、審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを提起することができなくなります。）ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第15号様式（第11条関係）

		整理番号	第	号
個人情報非（訂正・削除・中止）決定通知書				
			第	号
			年	月
			日	
様				
印				
<p>年 月 日付で請求のありました個人情報の訂正・削除・中止については、次のとおり訂正・削除・中止をしないこととしたので、四日市市個人情報保護条例第25条第3項（第30条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。</p>				
請求の区分	<input type="checkbox"/> 訂正	<input type="checkbox"/> 削除	<input type="checkbox"/> 中止	
請求に係る個人情報内容				
訂正・削除・中止をしない理由				
事務担当課	電話番号			
備考				

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対して、審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを提起することができなくなります。）ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(総務部総務課)